

事務分担関係 別表

別表第1-1 [都道府県権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

別表第1-2 [指定都市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

別表第1-3 [中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務]

※ 中核市権限に係る法令事務には、政令で定める市等の権限に属する事務を含む

別表第1-4 [特別区の特例により都が処理することとされている法令事務のうち、特別区が処理する事務]

別表第1-5 [任意事務等]

[①任意事務]

※ 任意事務とは、要綱等事務(国の要綱・通知に基づいて実施している事務)及び任意事務(法令事務にも要綱等事務にも該当しない事務(条例に基づく事務、単独で実施している事務を含む))をいう

[②道路・河川・公園等に係る事務]

※ 道路・河川・公園等に係る事務については、大阪府と特別区の双方に法令上の権限が属するため、大阪府と特別区の事務分担を整理

※ 法令事務及び任意事務等は、平成28年5月1日現在で整理
法令事務の「法令名称」、「条項等」、「条項ごとの事務」、「大都市特例等」については、令和元年12月1日現在(施行されているもの)で記載

